

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日付けで「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間について、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が付加されることとなりました。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

## ■ 復興特別所得税を付加した税率（平成25年1月1日～平成49年12月31日）

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
預金の利息	<b>20%</b>		<b>20.315%</b>
公共債の利子 公社債投資信託の 解約益、分配金	所得税 15% 住民税 5%		所得税 15.315% 住民税 5%
公募株式投資信託の 普通分配金、譲渡益	<b>10%</b> 所得税 7% 住民税 3%	<b>10.147%</b> 所得税 7.147% 住民税 3%	<b>20.315%</b> 所得税 15.315% 住民税 5%
信用金庫の 普通出資配当金	<b>20%</b> 所得税 20%		<b>20.42%</b> 所得税 20.42%

（平成24年7月現在）

※上記は、米沢信用金庫で源泉徴収をおこなう主な金融商品について記載しています。

※利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が課せられます。

また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となります。

※上記の公募株式投資信託の平成26年1月1日からの税率変更は、証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更です。

※公募株式投資信託の普通分配金等に対する税率は、お客さまが総合課税を選択する場合は、「総合課税における所得税額 × 2.1%」が復興特別所得税として課せられます。

※マル優、マル特を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

※内国法人等のお客さまは、利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます（なお、公募株式投資信託の普通分配金等では、住民税は徴収されません）。

※今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。

※記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。

※お客様の個別具体的なケースにかかる税務上のお取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。